

にかほ市に定住し、就職している方に
奨学金返還の助成をします!

にかほ市奨学金 返還助成 募集要項

募集対象者 次の全ての要件に
該当する方が対象です。



にかほ市マスコット
「にかほっぺん」

①対象となる奨学金の貸与を受け、返還中・返還予定であること
日本学生支援機構奨学金・秋田県育英会奨学金・にかほ市奨学金 など

②にかほ市に住所があり、実際に居住していること
大学・高校を卒業・中途退学した年度によって条件が変わります。

| 卒業・中途退学年度 | 条 件 |
|-----------|---|
| 令和5年度以降 | 市内に住民登録し、居住している方 (在学時から市内に住民登録している方を含みます。) |
| 令和4年度以前 | 1年以上市外に居住し、令和6年4月1日以降、市内に転入した方 |

③就職していること

- 市内または通勤圏内にある企業・事務所・事業所で就労している方
- 市内または通勤圏内で自営しているか、農林水産業等に従事している方

④市税を滞納していないこと

助成額

※助成対象額の
上限は年額20万円

助成期間

奨学金貸与期間が
2年以上3年以下の場合…2年間
3年を超える場合……………3年間

【県の交付決定を受けている場合】

対象となる返還額から県などの助成金を控除した額
(上限6万7千円)

【県の交付決定を受けていない場合】

対象となる返還額に3分の1を乗じて得た額 (上限6万7千円)

注意 ※助成金は奨学金の1年間の返還額と定住・就労の状況を確認後に交付します。助成を受ける期間に奨学金の返還が猶予・免除されるものではなく、返還は計画どおりに行っていただく必要があります。
※入学一時金は対象外です。また、2つ以上の奨学金の貸与を受けている場合はいずれか1つを選択してください。
※約定利息は助成対象とし、遅延利息や延滞金等は対象外です。

お問い合わせ
お申し込み

にかほ市教育委員会 教育総務課

〒018-0311 にかほ市金浦字南金浦49-2

電話:0184-38-2259 FAX:0184-38-2252

制度の対象になるか確認してみましょう！

にかほ市奨学金 返還助成 確認チャート

1 日本学生支援機構奨学金・秋田県育英会奨学金・にかほ市奨学金等のいずれかの奨学金を借入していた。また、借入期間が通算して2年以上である。

はい

2 令和5年度以降に高校・大学等を卒業または中途退学し、にかほ市に住民登録をし、実際に住み続けている。

いいえ

2 令和4年度以前に高校・大学等を卒業または中途退学し、市外または県外で1年以上居住後、令和6年4月以降にかほ市に転入した。にかほ市に住民登録をし、実際に住み続けている。

はい

3 会社員または自営業(起業)や農林水産業に従事している。

はい

いいえ

残念ですが
対象外です

いいえ

はい

あなたは**対象者**です！

制度の利用には、
申し込みが必要です

提出書類

- ① 助成対象者認定申請書
- ② 在職証明書
- ③ 奨学金の名称、貸与(借入)金額、貸与期間、返還計画、返還金額等を証明できる書類
- ④ 個人情報提供同意書

申込書類設置・提出場所

にかほ市教育委員会
教育総務課(金浦公民館内)
〒018-0311
にかほ市金浦字南金浦49-2
電話:0184-38-2259